

# 減免対象施設一覧

〔地方税法第701条の57、市税条例施行規則第24条第1項〕

区 分	減免の割合
(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条に規定する指定自動車教習所	資産割及び従業者割の2分の1
(2) 酒税法(昭和28年法律第6号)第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1
(3) 法第701条の41第1項の表の第14号又は第18号に規定する施設のうち、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、市内に有する当該施設に係る事業所床面積の合計面積が、3万平方メートル未満であるもの	資産割及び従業者割の全部
(4) 法第701条の41第1項の表第15号に規定する施設で、当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	資産割及び従業者割の全部
(5) 中小企業振興事業団法(昭和42年法律第56号)の施行前において中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割及び従業者割の全部
(6) 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。)	資産割及び従業者割の全部
(7) 果実飲料の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第1075号)第1条に規定する果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格(昭和49年農林省告示第567号)第2条に規定する炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。)	資産割の2分の1
(8) 次に掲げる事業を行う者が本来の事業に供する施設	
イ ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者	当該事業に従事する者に係る従業者割の全部
ロ 列車内において食堂及び売店の事業を行う者	当該事業に従事する者に係る従業者割の2分の1
(9) 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の2分の1
(10) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1
(11) 公益上その他の理由により市長が特に必要と認めるとき	軽減又は免除